



について

お困りごと

はありませんか？

司法書士がお役に立ちます！



司法書士は、空き家問題やその対策について市区町村や他の団体と共に、皆さまのために各方面で取り組んでいます。市民の皆さまや市区町村のご担当者様からのご相談に応じていますのでお困りの際はお気軽にご相談してください。



両親が亡くなったら
実家が空き家
になりそうで心配。

田舎(遠隔地)の実家が
父母のなくなった後、
空き家のまま...

空き家を相続したが、
その後何もしていない。

隣の空き家が
放置されたままで
困っている。

昔に亡くなった
ひいおじいちゃん名義の
不動産がそのまま。



司法書士
ホットライン

03-3353-2700

042-540-0663

平日 月～金 午前10時～午後4時

水・木 午後 5時～午後8時

詳しくは裏面を
ごらんください。

司法書士ホットライン

司法書士ホットラインは、おおむね15分程度の時間内で、一般的な法的なアドバイスを行う相談です。
なお、詳しい相談を希望される方は、東京司法書士会総合相談センター（四谷・三多摩）の面談相談もご利用いただけます。下記をご覧ください。

03-3353-2700(四谷)

平日 月～金 午前10時～午後4時
(受付は午後3時45分をもって終了いたします)

042-540-0663(三多摩)

水・木 午後5時～8時
(受付は午後7時45分をもって終了いたします)

面談による無料法律相談

四谷・立川の総合相談センターで直接、司法書士と面談していただく相談です。
相談会は、原則として予約が必要です。事前にお電話でご確認ください。

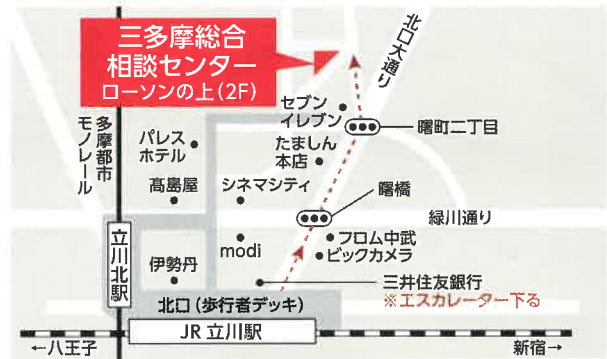
東京司法書士会 総合相談センター(四谷)

03-3353-9205(要予約)



三多摩 総合相談センター(立川)

042-548-3933(要予約)



こんなご相談もお受けしております。

私の家の後を
継ぐ人がいない。

相続人が多すぎて話がまとまらないので
誰のものにするかが決まらない。

空き家のままにしている家を
何か利用できないだろうか。

認知症の相続人がいるので
遺産分割協議ができずに
空き家になっている。

遺言書を書いておくのは
効果があるのでしょうか。

相続人が海外にいる、または
行方不明でどうしているのかわからず
手続きが進められない。



東京司法書士会HP

東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL 03-3353-9191

<https://www.tokyokai.jp/>